請　　　　　求　　　　　書

（ポスターの作成）

　岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和５年　　月　　日

住所（所在地）

氏名（名称）

（代表者氏名）

電話番号　（　　　　）　　　－

岐阜県知事　　様

記

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 請求金額 | 円(消費税含む) | | | | | |
| 費用の内訳 | 別紙請求内訳書のとおり | | | | | |
| 選挙の種類 | 令和５年執行　岐阜県議会議員選挙（　　　　　選挙区） | | | | | |
| 候補者の氏名 |  | | | | | |
| フリガナ |  | | | | | |
| 金融機関(支店)名 | (金融機関名) |  | | | (支店名) |  |
| 預金種別・口座番号 | 普通　・　当座 | | (口座番号) |  | | |
| フリガナ |  | | | | | |
| 口座名義 |  | | | | | |

備考

１　この請求書は、候補者から受領した「ポスター作成枚数確認書」、「ポスター作成証明書」及び「請求内容が確認できる書面（納品書、売上伝票等）の写し」とともに、選挙の期日後15日以内に提出してください。

２　候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。

３　契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

４　金額の訂正はできません。金額以外を訂正する場合には、訂正箇所に訂正印又は署名が必要です。契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が訂正する場合にあっては本人の署名又は押印により、代理人が訂正する場合にあっては契約業者等本人の印鑑による押印又は代理人の署名若しくは押印により行ってください（代理人の署名又は押印により確認する場合には、代理人の本人確認書類の提示又は提出及び当該代理人に訂正が委任されていることを示す書類の提示又は提出を行ってください。）。

（別紙）

請求内訳書

（ポスターの作成）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 選挙区におけるポスター掲示場数 | | | | | ① | 箇所 | | | |
| 区　　　　分 | 単　価(a) | | 枚　数(b) | | | | 金額(a)×(b) | | 備　　　考 |
| 作成金額 | ② | 円 | ③ | 枚 | | |  | 円 |  |
| 基準限度額 | ④ | 円 | ⑤ | 枚 | | |  | 円 |  |
| 請求金額 | ⑥ | 円 | ⑦ | 枚 | | |  | 円 | (消費税含む) |

備考

１　「選挙区におけるポスター掲示場数」の欄①には、ポスター作成証明書の「当該選挙区におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

２　基準限度額の「単価(a)」欄④には、次により算出した金額を記載してください。

　 　⑴　当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 316,250円＋541円31銭×ポスター掲示場数 | ＝単価 |
| ポスター掲示場数 |

　　 ⑵　当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

|  |  |
| --- | --- |
| 316,250円＋270,655円＋28円35銭×(ポスター掲示場数－500) | ＝単価 |
| ポスター掲示場数 |

(注)いずれも１円未満の端数は、１円とする。

３　基準限度額の「枚数(b)」欄⑤には、ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。

４　請求金額の「単価(a)」欄⑥には、作成金額の単価②と基準限度額の単価④とを比較していずれか少ない方の金額を記載してください。

５　請求金額の「枚数(b)」欄⑦には、作成金額の枚数③と基準限度額の枚数⑤とを比較していずれか少ない方の枚数を記載してください。